

# 漁業生産組合の設立要件等の緩和

(漁業生産協業化促進事業 旧特区法第14条の3)  
※現在は水産業協同組合法第83条の2及び第85条の2として全国展開

## 規制改革の内容

### 特例措置前

漁業者が組織する漁業生産組合の  
設立・維持の要件として、組合員が  
「7人以上」必要



### 特例措置

組合の設立・維持要件となる組合員  
「7人以上」を「3人以上」に



### 効果

- ・共同化の促進による競争力向上
- ・6次産業化の促進
- ・浜の活性化

## 規制改革の概要

	通常	特例措置
【組合の設立・維持要件】 組合員	<u>7人以上</u>	<u>3人以上</u>
【役員の要件】 理事	<u>3人以上</u>	<u>1人以上</u>
監事	<u>2人以上</u>	<u>1人以上</u>

- ✓ 個人漁業者数人による新たな法人の設立
- ✓ 少人数で漁業経営をしている任意団体の法人化

### ※漁業生産組合とは：

漁業生産を共同で行うことを目的として、漁業者により組織される組合法人  
(個人経営の場合と比べ、販売力の強化が図られ、設備投資などの融資も受けやすくなる)